第 1 章

都市計画マスタープランの概要

１．都市計画マスタープランの役割

２．計画の位置づけ

３．対象区域・期間・構成

４．計画見直しの背景

第１章　都市計画マスタープランの概要

1　都市計画マスタープランの役割

「都市計画」とは、快適な都市づくりを実現するための計画のことで、都市計画法に基づいて土地利用や都市施設などに関する一定の計画を定め、それを実現するために様々な規制・誘導や事業の実施を行うものです。

「都市計画マスタープラン」とは都市計画法第 18 条の２に基づいて策定される計画であり、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられています。都市計画マスタープランは、主に次の２つの役割を担っています。

①まちづくりを進めるにあたり、居住者や事業者、関係自治体に対して、まちづくりに対する市町村の基本的な考え方や姿勢、目指すべきまちの将来像を明らかにし、まちづくりに対する理解・協力を促します。

②用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、道路、公園等の都市施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業など、市町村が定める都市計画を決定・変更する上での根拠・指針となる計画です。

2　計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画となる「横芝光町総合計画」をはじめとする庁内計画、千葉県が定める「横芝光都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（横芝光都市計画区域マスタープラン）」などの上位関連計画の内容との整合・調整を図りながら、将来像や都市計画に係る施策・方針等を示します。

用途地域などの地域地区の指定や、都市計画道路の整備などの個別の都市計画は、本計画で定めた方針に基づいて検討され、実施・運用に向けた都市計画決定が行われることになります。

都市計画マスタープランの位置づけ

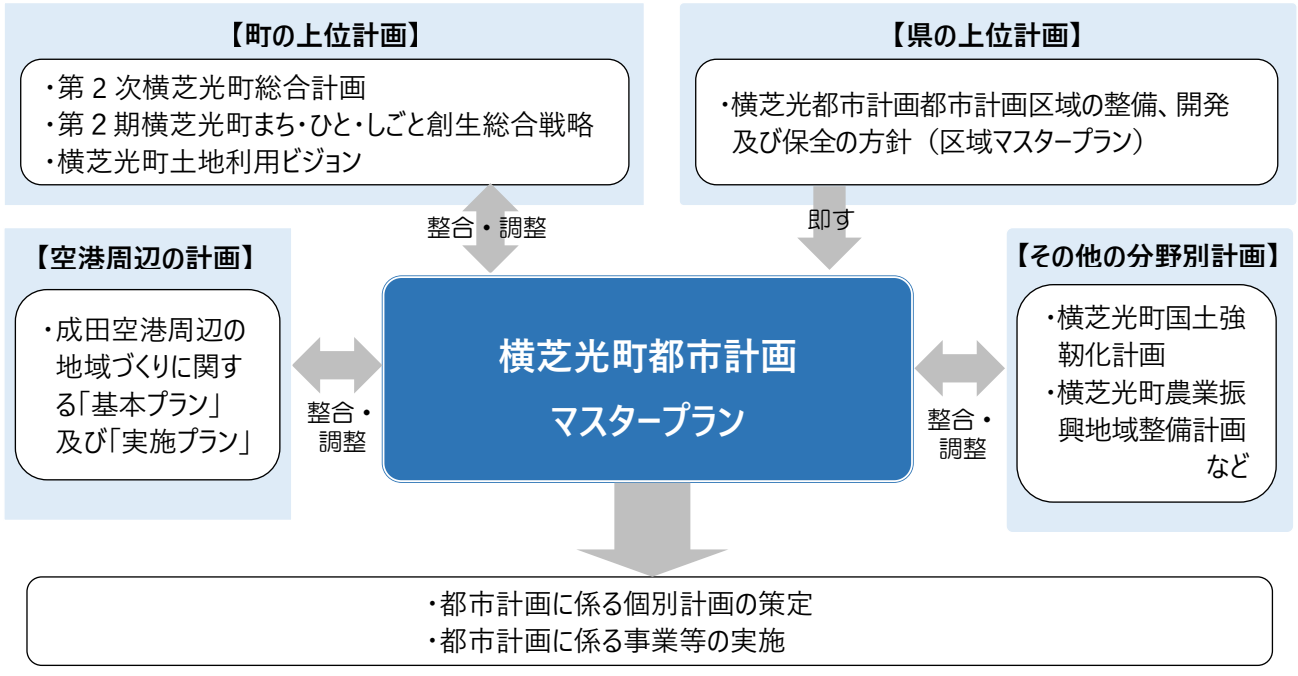

3 対象区域・期間・構成

計画の対象区域・期間・構成は以下の通りです。

対象区域	横芝光町全域
計画期間	計画期間は令和 4 年度から概ね 20 年間とする
計画の構成	**① 都市の将来像** 計画の骨格となる都市づくりの基本理念や将来都市構造、将来フレームなどを示します。 **② 部門別整備構想（全体構想）** 都市づくりに関わる 5 つの分野（土地利用、交通体系、公園緑地、環境、都市防災）ごとに、町全体を対象とした基本方針を示します。 **③ 地域別構想** 社会的・地理的条件などを考慮して、町域を 3 つの地域に区分し、全体構想で示した都市づくりの方針を踏まえながら、各地域の状況や特性に応じた将来像や分野ごとの基本方針を示します。 **④ 都市づくりの実現化方策** これまでに掲げた各方針の実現に向けて、都市計画としてどのように取り組んでいくべきか、具体的な都市計画手法や都市づくりにおける連携・協働のあり方を示します。

4 計画見直しの背景

本町では、横芝光町都市計画マスタープランを 2012 年 3 月に策定し、計画に基づいた都市の将来像を実現するためのまちづくりを進めてきました。

その一方で、計画策定以降、町の上位計画の改定や首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）、銚子連絡道路等の都市基盤整備の進展、成田空港の更なる機能強化への取組など、町を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の実現に向けて、都市計画分野においても、持続可能性に配慮した取組が求められるなど、都市計画の位置づけや役割も大きな転換期を迎えています。

こうした社会経済情勢の変化に対応していくため、都市計画マスタープランの見直しを行いました。

横芝光町の市街地を望む